

滝都市第64号
平成29年7月26日

滝川市営事業等調査審議会

会長 佐野博之 様

滝川市長 前田 康吉



諮 問 書

滝川市営事業等調査審議会条例（平成13年滝川市条例第2号）第2条の規定に基づき、次に掲げる事項について諮問いたします。

1. 諮問事項

下水道使用料の使用料体系の見直しについて

- (1) 使用料体系見直しの可否について
- (2) 使用料体系見直しの方向性及び内容について
- (3) 見直しの時期

2. 諮問の趣旨

本市の下水道は、昭和43年に国の認可を受け整備事業に着手し、昭和51年7月に単独公共下水道として供用を開始しました。昭和61年3月には、滝川市をはじめ石狩川流域に位置する中空知6市4町により石狩川流域下水道組合が設立され、広域的な流域関連公共下水道の供用が開始されました。以後、計画的に処理区域を拡げ、施設整備を進めてきた結果、市内の下水道普及率は94.7%、水洗化率は96.0%（ともに平成29年3月31日現在）と高い水準に達しており、市民の快適な生活環境を支えてきたところです。

この下水道事業を支える下水道使用料については、平成2年4月に改定を行って以降、25年以上が経過したところです。

この間、市民等の水需要を取り巻く状況等は変化をしており、少子高齢化や核家族化等の進行による世帯の小規模・分散化、節水意識の高まりや節水型家庭用品の積極的な導入等により、1世帯当たりの使用水量が減少傾向にあるなど、当初の水需要予

測と異なる状況等が生じております。また、業務用については、時の経過とともに産業形態も変化し、各事業者の業態等によってその使用水量が千差万別であるという実態があり、下水道事業全体としての負担者間のバランスの是正や個別の使用実態等の適正な反映について検討の必要が生じてきています。このような背景もあり、平成27年9月に滝川市議会からも同様な検討を進めるよう答申をいただいたところです。

以上のことから、下水道使用料について、上記のような課題点を踏まえ、1の事項について、貴審議会に意見を求めるものです。